

IV. オンブズパーソンの 会議等と情報公開

**オンブズパーソン会議の開催状況
個々の事例に関する研究協議
情報公開の対応**

IV. オンブズパーソンの会議等と情報公開

条例にもとづいて、条例運営の重要事項についてはオンブズパーソン会議を開き、3人のオンブズパーソンが話し合っ決定します(条例施行規則第5条第2項)。

「重要事項」とは、オンブズパーソンの職務を果たすために必要な役割分担、調査の中止や打ち切り、勧告や意見表明などの公表、市長への年次報告やその市民への公表などについて、です。これらは、オンブズパーソンが子どもの最善の利益を関る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するために、とりわけ重要な事項です。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除けば、積極的に公開することが原則となります。もちろん、この原則は、勧告・意見表明などの条例上の対処についても適用されます。これは、川西市の子どもたちが置かれている現状や課題をできるだけひろく市民に知ってもらい、ともに力を合わせて、子どもの最善の利益の実現に努力するためです。

表IV-1 第6年次(2004年1月～12月)オンブズパーソン会議の開催状況

会 議	開催期日	議 案 等
第1回会議	1月15日	(議案第1号) 運営上の改善について (報告事項) 2003(平成15)年1月～12月の相談・申立等の受付状況について
第2回会議	1月29日	(議案第2号) 第5年次報告書について (報告事項) ①自治体子ども施策・子ども救済制度研究調査団の受け入れについて ②第5年次報告会について
第3回会議	3月18日	(議案第3号) 第6年次条例運営について (議案第4号) 調査相談専門員のうち専門員の選任について (報告事項) ①第5年次報告会の実施結果について ②第5年次報告書の送付先について
第4回会議	4月8日	(議案第5号) 2004(平成16)年度の事務局の事務分掌について (議案第6号) 調査相談専門員のうち専門員の推薦について (報告事項) ①2004(平成16)年1月～3月の相談・申立等の受付状況について ②2004(平成16)年度の事務局の体制について ③個人情報開示請求について
第5回会議	6月16日	(議案第7号) 条例運営について (議案第8号) 個人情報部分開示に対する異議申立ての取扱いについて (報告事項) ①2004(平成16)年1月～5月の相談・申立等の受付状況について ②調査相談専門員(専門員)の選任について
第6回会議	12月2日	(議案第9号) 条例運営について (報告事項) ①2004(平成16)年1月～11月の相談・申立等の受付状況について ②2004(平成16)年案件処理状況について ③2005(平成17)年度予算計画について

□オンブズパーソン会議の開催状況□

第6年次では、オンブズパーソン会議は、計6回にわたって開催しました(表IV-1)。審議された各議案のあらまは、次のとおりです。

○議案第1号

9月補正予算可決時の議会付帯決議への対応を図ることにあたって、オンブズパーソンが公的第三者機関としての一定の独立性と自律性の確保が、子どもの最善の利益を図るという制度の役割を果たし、かつ効果を発揮する上で不可欠であり、このような認識を基本に、条例運営の改善等について、継続審議していくことを確認しました。また、新年度からの運営上の改善として、施行規則等の改正により条例運営のより積極的な理解と認識を議会等に得ていくとともに、条例第21条が規定する「子ども及び市民への広報等」に関する市の機関の責務について、より積極的な達成を市に要望していくことを確認しました。

○議案第2号

条例第20条により第5年次報告書の市長への報告、並びに公表を行うにあたって、報告事項や内容について最終検討を行い、全員一致で確認しました。

○議案第3号

第5年次までの条例運営の実績をもとに機関の第三者性をより一層高め、制度の充実を図るため、オンブズパーソン条例施行規則、オンブズパーソン候補者名簿作成に関する要綱、調査相談専門員の任用等に関する要綱、オンブズパーソン事務局事務分掌要綱、オンブズパーソン制度個人情報保護要綱の改正を事務局より提案され、審議した結果、全員一致で可決しました。

○議案第4号

調査相談専門員の任用等に関する要綱の改正予定に伴い、調査相談専門員のうち専門員の任期が満了となり4月以降欠員となる可能性があることについて、全員一致で了承しました。

○議案第5号

4月異動による体制の変化に対応し円滑な運営を図るために、新たに設置したチーフ相談員に対し、相談、調査等の総括的な意味合いの役割を持たせるとともに、事務局の一部業務も持つようにするために、事務分掌について改善を提案し、川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局事務分掌要綱第3条第2項により審議の結果、全員一致で可決しました。

○議案第6号

調査相談専門員の任用等に関する要綱第3条第2項により、調査相談専門員のうち専門員の選任に関して市長に意見具申するため、オンブズパーソン経験者1名、相談員経

験者1名、弁護士1名、公民館長(元学校長)1名の計4名の推薦を全員一致で決定しました。

○議案第7号

チーフ相談員の新設、事務局体制の変更等により円滑な運営を進めるため、「相談および申立て等に関する受付事務処理要領」の改正および「調査相談活動要領」を制定する必要があり、原案が提出され、審議の結果、原案どおり全員一致で可決しました。

○議案第8号

川西市個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求に対する個人情報の一部開示をしましたが、非開示部分について異議申立てがあり、それに対する裁決又は決定を行うに当たっては、あらかじめ個人情報保護審査会に諮問しようとするもので、全員一致で確認しました。

○議案第9号

条例第20条に基づく運営状況の市長への報告と公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、年次報告書の作成内容等を提案され、審議の結果、全員一致で可決しました。

□個々の事例に関する研究協議□

上に述べたオンブズパーソン会議とは別に、条例上の手続きとしては会議の開催・議決を必要としない事項でも、できるかぎり3人のオンブズパーソンが意見交換し深める機会をもってきました。これを「研究協議」と呼んでいます。

○状況と内容等

オンブズパーソンそれぞれの専門分野からの知見、相談員や事務局などの報告をもとに、具体的な相談活動や調査活動の事例を検討しあい、あわせて条例の解釈・運用の研究なども行ってきました。原則として毎週木曜日の午後に全員が集まり、協議はほぼ毎回4時間程度を要しました。

個別具体的に子どもの最善の利益を図るには、どういう支援がその子どもに必要なのか。個々の事例をそれぞれの専門分野から丁寧に検討し、意見交換していくことは、相当な時間を要するものです。このような研究協議での意見交換を参考にして、基本的には担当オンブズパーソンの判断で個々の案件への対応が図られてきました。また、研究協議の中で、条例にもとづくオンブズパーソンの合議等が必要と判断される事項が出てきた場合には、あらためてオンブズパーソン会議を開催し審議してきました。

第6年次では、このような研究協議は計47回に及んでもたれました。ただし、研究協議は具体的な個人情報を多く含む事例を扱うため、原則非公開としています。

□情報公開の対応□

情報公開にあたっては、原則オンブズパーソン事務局で対応するものです。

○公文書公開関係

市情報公開条例第6条の規定にもとづく公文書公開の請求が1件、9月に提出されました。これは、本市の民間認可保育所に関する相談等の記録の公開を求めたものです。当然ながらオンブズパーソンは付属機関として独立性及び自律性の高い公的第三者機関ですが、その事務局は情報公開条例の適用を受ける実施機関として位置づけられます。オンブズパーソンに寄せられる相談、申立て及び調査に関する記録は、オンブズパーソン条例により守秘義務が課せられており、また広報啓発リーフレットや相談時の説明等で秘密厳守を広く明示してきています。したがってそういった記録は、オンブズパーソン条例運営においては、これを非公開とすることが不可欠です。

公文書を管理する事務局としては、公開請求された相談等の記録は、市情報公開条例第7条で規定する非公開情報のうち、「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと認められるもの」（同条第1項第1号）及び「市の執行機関の付属機関、専門委員その他これらに類するものに係る情報で、公文書の公開することにより、当該付属機関等の独立性及び自律性が損なわれると認められる」（同項第4号）に該当するものとして、オンブズパーソンと協議のうえ、公開しない旨の判断を示しました。

○個人情報開示関係

市個人情報保護条例第21条の規定にもとづく個人情報の開示請求が4月と8月の2件提出されました。

1件目は、開示請求者に関する相談記録の開示を求めているものです。相談記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する調査相談専門員によって作成され、相談者の状況、主訴などの対応内容、調査相談専門員の所感、今後の対応、調査相談専門員の覚え書きなどを記録しているもので、相談案件の内容、経緯、対応等が詳細に記録されています。これはオンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、相談者の問題解決を行うために必要とする記録です。

事務局としては、開示請求者とのやりとりした部分については、開示をしましたが、市個人情報保護条例第18条に規定する「開示をしないことができる個人情報」のうち、「開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれる場合で、開示することにより、当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」（同条第2号）、「個人の評価、診断、判定、指導等に関する個人情報で本人に知らせないことが適当であると認められるもの」（同条第4号）、「開示することにより、実施機関の公正かつ適正な行政の執行に著しい

支障を生ずることが明らかであると認められるもの」(同条第5号)に該当するものとして、請求者以外の個人情報や専門的見地からの所見等を記録している業務上必要な付属機関の内部情報については、オンブズパーソンと協議のうえ、開示しない旨の判断を示しました。

2件目については、開示請求者に関する調査記録の開示を求めているものです。調査記録は、請求者の子どもの人権救済の調査にかかる記録で、主に関係者や関係機関等から聴き取りした詳細な記録となっています。そもそもオンブズパーソン条例の規定に基づけば、オンブズパーソンの責務を次のように定めています。「子どもの利益の擁護者および代弁者として、並びに、公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係わる事項について相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない」(オンブズパーソン条例第7条第1項)、「職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない」(同条第2項)、「オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」(同条第4項)とされています。一方、執行機関の市の機関に対して「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」(第8条)の責務を課しています。このように関係者や関係機関等との信頼と理解によって、かつ市の機関の責務として提供された情報です。

事務局としては、市個人情報保護条例第18条に規定する「開示をしないことができる個人情報」のうち、1件目と同様の要件に該当するし、開示することになればオンブズパーソンに情報を提供することへの強い不信・不安感を抱き、不十分な情報の提供しかされなくなる懸念が生じ、オンブズパーソン活動を適正に遂行することが不可能となり、ひいては公的第三者機関としての独立性と自律性への信頼までが損なわれるものと判断し、オンブズパーソンと協議のうえ、開示しない旨の判断を示しました。

ただし、この2件は開示請求者の不服申立てを受け、現在、市個人情報保護審査会へ諮問をしているところです。

子どもの人権オンブズパーソンの制度運営においては、公開・開示請求を受けるまでもなく、子どもの最善の利益を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開・開示することが原則といえます。その意味において、とりわけ条例上の対処(勧告・意見表明等の情報)に関する情報公開は、個人情報保護の上で積極的に行なうべきものといえます(オンブズパーソン条例第20条.施行規則第22条)。

そこで、それらについては先の「II.オンブズパーソンの調査活動」で概要や条例上の対処の一部を公開するものです。